



庁舎案内

市役所・支所

①桐生市役所(本庁)

〒376-8501 織姫町1-1

☎46-1111

ファクシミリ43-1001

開庁時間:午前8時30分～午後5時15分

閉庁日:土、日、祝日および年末年始
(12月29日～翌年1月3日)



②新里支所

〒376-0194 新里町武井693-1

☎74-2211

ファクシミリ74-1338

開庁時間:午前8時30分～午後5時15分

閉庁日:土、日、祝日および年末年始
(12月29日～翌年1月3日)



③黒保根支所

〒376-0196 黒保根町水沼182-3

☎96-2111

ファクシミリ96-2571

開庁時間:午前8時30分～午後5時15分

閉庁日:土、日、祝日および年末年始
(12月29日～翌年1月3日)



〈広告〉

祝 市制100周年

おかげさまで創業100周年

「満足」を超え「感動」へ

～ with nature 佐田建設



佐田建設株式会社

代表取締役社長 土屋 三幸

本社	前橋市元総社町1-1-7	TEL 027-251-1551
東毛営業所	桐生市相生町3-456-1	TEL 0277-53-2222



当社ホームページより
記念動画・電子ブックを
ご覧いただけます。

市役所庁舎

	新館	本館	議事堂
7階	情報管理課 情報公開室		
6階	601会議室 602会議室 603会議室 604会議室 605会議室 特別室		
5階	都市計画課 公園緑地課 定住促進室 土地開発公社		
4階	スポーツ振興課 土木課 建築住宅課 建築指導課 群馬県住宅供給公社	監査委員事務局 教育長・教育委員室 教育委員会総務課 学校教育課 生涯学習課 文化財保護課 401会議室 402会議室	
3階	財政課 商工振興課 観光交流課 農業振興課 林業振興課 農業委員会事務局 301会議室	市長室 副市長室 秘書室 企画課 特命推進室 防災・危機管理課 総務課 人材育成課 契約検査課 選挙管理委員会事務局 特別会議室	傍聴席 記者席
2階	水道局総務課 工務課 下水道課	魅力発信課 広域連携推進室 地域づくり課 環境課 国際交流協会 市民相談室 記者室 市民サロン	議場 正庁(1・2・3)
1階	税務課 納税課 健康長寿課 福祉課 医療保険課 出納室 足利銀行	市民課 マイナンバー交付窓口 パスポート(旅券)受付コーナー 税証明交付コーナー 玄関ロビー 赤ちゃんの駅 警備員室 宿日直室 証明写真機 ATMコーナー(足銀 桐信 労金 群銀 ゆうちよ)	議長室 副議長室 議員控室 議会事務局
地階	中央監視室	食堂(お食事処 花ぶさ) 売店(Yショップぶりっと)	

(令和2年12月末現在)

※今後、庁舎建設や機構改革などにより、変更となる場合があります。

〈広告〉



土地建物のご相談、お気軽に
江原測量事務所
測量・登記・開発許可・農地転用

〒376-0121
群馬県桐生市新里町新川4004-5
電話 (0277)-74-6190
FAX (0277)-74-6195



**マツダオートザム
ニイサト**

☎0277-74-3811
営業時間 9:00~18:00
桐生市新里町武井550

祝 市制100周年

米の専門店

有限会社
高松商店

桐生市広沢町1-2898
TEL (0277) 54-1380
FAX (0277) 52-3078



届出・証明

戸籍・住民異動・マイナンバーカード・外国人住民・印鑑登録・各種証明・パスポート

問 市民課【市役所 1 階】 ☎46-1111

内線243 ▶ 戸籍係 / 内線246 ▶ 住民係 / 内線851 ▶ 旅券受付コーナー

新里支所市民生活課 ☎74-2216 / 黒保根支所市民生活課 ☎96-2112

境野公民館 ☎43-9493 / 広沢公民館 ☎52-7143 / 梅田公民館 ☎32-1483 / 相生公民館 ☎53-9494

川内公民館 ☎65-8868 / 菱公民館 ☎46-3610

◆ 戸籍に関する主な届出

担当課 市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館（黒保根支所市民生活課と境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館は、出生届と死亡届だけを受け付けます）

※休日や時間外に窓口を開設する場合があります。市ホームページや広報きりゅうでご確認のうえ、ご利用ください。

届出の種類	届出の期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
[出生届] 子どもが生まれたとき	生まれた日から 14日以内	届出人の本籍地・住所 地、子どもの出生地	生まれた子どもの父・ 母	・出生届出書（医師の証明が必要です） ・母子健康手帳 ・印
[死亡届] 死亡したとき	死亡の事実を知っ た日から7日以内	死亡者の本籍地・死亡 地、届出人の住所地	親族・同居人	・死亡届出書（医師の証明が必要です） ・印
[婚姻届] 結婚するとき	届出をした日から 効力が生じます	届出人の本籍地また は住所地	夫になる人 妻になる人	・戸籍謄本または戸籍全部事項証明 （桐生市に本籍がない人のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・印
[離婚届] 離婚するとき	届出をした日から 効力が生じます	届出人の本籍地また は住所地	夫・妻	・戸籍謄本または戸籍全部事項証明 （桐生市に本籍がない人のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・印
[転籍届] 本籍を変えるとき	届出をした日から 効力が生じます	届出人の新・旧本籍地 または住所地	戸籍の筆頭者および 配偶者	・戸籍謄本または戸籍全部事項証明 （本籍地を別の市町村へ移動する ときのみ） ・印

●受付にて本人確認をさせていただきます。届出の際に、「運転免許証」、「パスポート」、「マイナンバーカード」など、顔写真が貼付された官公署発行の身分証明書をご提示ください。



◆ 戸籍届出の取扱時間

担当課 市民課・新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

受付時間	受付場所	気をつけていただくこと
月～金曜日 ※祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分	市民課(市役所1階) 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課 境野・広沢・梅田・相生・ 川内・菱公民館	時間外に当直室へ届出される際は、担当課窓口での事前審査をお勧めします ※届書に不備がある場合、再度来庁していただくことがあります ※黒保根支所市民生活課と境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館は、出生届と死亡届だけを受け付けます
上記以外	市役所 当直 新里支所 時間外戸籍届書専用ポスト 黒保根支所 時間外戸籍届書専用ポスト	

◆ 住民異動に関する主な届出

担当課 市民課・新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
[転入届] 市内に引越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主、代理人(委任状が必要)	・本人確認書類※ ・印(代理の場合は代理人の印) ・転出証明書(前住所地の市区町村で発行)
[転出届] 市外に引越するとき	転出予定日の前までに	本人または世帯主、代理人(委任状が必要)	・本人確認書類※ ・印(代理の場合は代理人の印) ・印鑑登録証(登録者) ・国民健康保険証(加入者) ・介護保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、福祉医療費受給者については、各担当課までお問い合わせください

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
[転居届] 市内で住所が変わったとき	転居をした日から14日以内	本人または世帯主、代理人(委任状が必要)	・本人確認書類※ ・印(代理の場合は代理人の印) ・国民健康保険証(加入者) ・介護保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、福祉医療費受給者については、各担当課までお問い合わせください
[世帯変更] 世帯変更のとき	変更をした日から14日以内	本人または世帯主、代理人(委任状が必要)	・本人確認書類※ ・印(代理の場合は代理人の印) ・国民健康保険証(加入者全員の保険証)

※受付にて本人確認をさせていただきます。届出の際に、「運転免許証」、「パスポート」、「マイナンバーカード」など、顔写真が貼付された官公署発行の身分証明書をご提示ください。届出人以外の方が代理で届出書をお持ちになった場合は、代理人についても同様に本人確認をさせていただきます。

●介護・後期高齢・福祉医療などについては、担当課に確認をお願いします。

◆ マイナンバーカード

担当課 市民課・新里・黒保根支所市民生活課

マイナンバーカードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場面で利用できるカードです。詳しいことは担当課までお問い合わせください。

申請方法	①郵送で申請 通知カードまたは個人番号通知書に同封されている申請書を記入、顔写真を貼り、返信用封筒で郵送してください。 ②オンラインで申請 スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請してください。
受取方法	受け取りは必ず本人が市民課または新里・黒保根支所市民生活課までお願いします ○必要なもの ・市役所から届く交付通知書 ・運転免許証などの本人確認書類 ・通知カード(お持ちの方のみ)
手数料	当面の間は、無料(再発行には800円、電子証明書をご利用の方は別途200円かかります)

〈 広告 〉

くわばら司法書士事務所
相続登記 住所変更登記 名義変更登記
遺言書 遺産分割 成年後見 会社設立
役員変更 簡裁訴訟 債務整理 過払金

**相続のことなら
当事務所に
お任せください!**

初回相談無料! お気軽にご相談ください

桐生市相生町1-509-6
☎ 0277-46-9167
URL toukisouzoku.com

50号沿い みどり市役所近く
相続 遺言 登記手続き
あかぎ司法書士事務所
群馬司法書士会所属 代表司法書士 関口英典

お気軽にご相談ください

相談無料
時間外も対応可能です(要予約)
営業時間/9:00~19:00
定休日/土曜、日曜、祝日

TEL:0277-76-8228
FAX:0277-76-8229
みどり市笠懸町鹿4513-2 Pあり(5台可)
http://www.akagi-shihou.com/

(株)吉ねこ佑友

不用品回収 草刈り・剪定
リフォーム 解体 片づけ

お見積り無料です!
☎ 0800-080-1141

住所 桐生市広沢町3丁目3980

◆ 外国人住民に関する届出

担当課 市民課、新里支所市民生活課

中長期在留者や特別永住者の人は、以下の場合に届出が必要となります。
(短期滞在者や3か月以下の在留期間の人などは住民登録の対象となりません。)

このようなとき	届出期間	届出できる人	届出に必要なもの
日本に入国したとき (居住地届出)	桐生市に住み始めてから14日以内	本人 世帯主	・在留カードまたは特別永住者証明書※ ・パスポート ・続柄を証する文書とその訳文
住所変更 転入・転出・転居	住民異動に関する主な届出に準じます ※市外へ転出するときは、桐生市で転出届を行ってください		・在留カードまたは特別永住者証明書※ ・続柄を証する文書とその訳文 その他は住民異動に関する届出に準じます
特別永住者証明書の 有効期間更新申請	有効期間満了日の2か月前から (16歳未満の人は、16歳誕生日の 6か月前から)	本人 (16歳未満の場 合は父母など)	・特別永住者証明書※ ・写真1枚(縦4cm×横3cm) ・パスポート(お持ちの人)
子どもが生まれたと き	戸籍に関する届出に準じます ※生まれた子が日本に60日以上滞在する場合は、生 まれた日から30日以内に入国管理局で在留の手 続きが必要です		・父母の在留カードまたは特別永住者証明書※ その他は戸籍に関する届出に準じます

※旧外国人登録証を含みます

●特別永住者証明書の交付に関して、有効期間更新以外の手続きについてはお問い合わせください。

◆ 印鑑登録

担当課 市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

市に住民登録をしている15歳以上の人(意思能力を有しない人を除く)は、1人につき印鑑1つの登録ができます。
原則として、本人が窓口に来ていただく必要があります。

区分	必要なもの	備考
本人が申請する場合	・登録する印 ・顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート、 マイナンバーカード、特別永住者証明証、在留 カードなど)	顔写真入り身分証明書をお持ちでない人は、印鑑 登録をしている人に保証人になっていただく必要 があります(保証人が市外の人ときは、印鑑登録 証明書が必要になります)

●縁のない印鑑、破損している印鑑、ゴム印、氏名以外の事項をあらわす印鑑などは登録できません

◆ 各種証明

担当課 市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

証明書の種類	手数料	請求できる人	必要なもの
戸籍全部事項証明(謄本)	1通 450円	戸籍に関する証明は、本籍地の市区町 村(本籍を置いている市区町村)に請 求します。	①窓口に来る人の本人確認書類 ・1点提示のもの 運転免許証、パスポート、マイナン バーカード、特別永住者証明書、在 留カードなど官公署発行の顔写真 入りのもの ・2点提示のもの 健康保険証、介護保険証、年金手帳、 年金証書など ②印 ※代理人による請求の場合は、①、②と 「請求できる人」からの委任状
戸籍個人事項証明(抄本)	1通 450円		
除籍/改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円		
戸籍の附票の写し	1通 350円	・戸籍に記載されている人またはその 配偶者、直系の血族(父母・子・祖父 母・孫など)	
戸籍届出書の受理証明書※1	1通 350円	・官公署に提出するなど、正当な理由 があると認められる人	
身分証明書※2	1通 350円	・代理人 ※1:請求できる人は、届出人に限ります 発行できるのは、届出を受理し た市区町村だけです。 ※2:本人および代理人が請求できます	
独身証明書※2	1通 350円		
住民票の写し	1通 350円	・本人またはその人と同一世帯に属す る人	
除票※3	1通 350円	・官公署に提出するなど、正当な理由 があると認められる人	
住民票記載事項証明書	1通 350円	・代理人 ※3:本人および代理人が請求できます	
印鑑登録証明書	1通 350円	本人、代理人	印鑑登録証
印鑑登録	1通 350円	印鑑登録を参照	印鑑登録を参照

◆ パスポートの申請・交付

担当課 市民課

桐生市に住民登録している人は、桐生市役所旅券(パスポート)受付コーナーでの取り扱いとなります。

場 所	旅券(パスポート)受付コーナー(市役所1階)
受付時間	午前9時～午後4時30分(月～金曜日)

※祝日・年末年始の期間は受け付けできません。

申請の種類	
新 規	初めてパスポートを取得する場合 以前取得したパスポートの期限が切れ、新しく取得する場合
切 替	・パスポートの残存期間が1年未満になった ・査証欄に余白がなくなった ・ICパスポートに切り替えたい など、前回と同じ内容でパスポートを申し込む場合
記載事項変更	有効中のパスポートの内容(氏名・本籍の都道府県名など)に変更が生じたため、残りの期間分のパスポートを取得する場合
増 補	有効中のパスポートの査証欄を40ページ増やす場合(1回のみ)
紛 失	有効中のパスポートを紛失・焼失してしまった場合

農地転用など

問 農業委員会事務局【市役所3階】 ☎46-1111 内線570
都市計画課【市役所5階】 ☎46-1111 内線744、788
建築指導課【市役所4階】 ☎46-1111 内線674

◆ 農地転用

担当課 農業委員会事務局

このようなとき	必要なもの	備考
耕作目的で農地の売買や貸し借りを 行う場合(農地の権利移動など)	・農地法第3条許可申請書一式	・農地の権利取得には資格要件を満たす必要 があります
農地の所有者が農地以外の目的で使 用する場合(農地の転用)	・農地法第4条許可申請書一式 ・農地法第4条届出書一式(市街化区域内)	・市街化区域以外の農地は、転用前に許可を 受けてください
農地を売買または貸し借りし、農地 以外の目的で使用する場合(農地の 権利移転を伴う転用)	・農地法第5条許可申請書一式 ・農地法第5条届出書一式(市街化区域内)	・市街化区域内の農地は、転用前に届け出 てください
相続などにより農地の権利を取得し たとき	・農地法第3条の3第1項届出書	・相続などにより農地の権利を取得した後、 速やかに届け出てください

〈 広告 〉

良い印章を創りつづけます

印章 ゴム印 シャチハタ
ほう しゅ どう いん ぼう

芳米庭印所

桐生市役所前(店舗裏駐車場あり)
TEL0277(22)6177 FAX(47)5056
午前9時～午後6時30分(土曜は午前10時～午後5時)、日曜・祝日休

印章は漢字文化の精華、日本の伝統

森藤印房

印章とゴム印の店

桐生市相生町1-14
TEL.0277-54-3110

◆ 開発・建築・広告物表示行為などの許可申請および届出

担当課 都市計画課、建築指導課

このようなとき	ここへ	必要なもの	備考
大規模な土地を取得したとき ・市街化区域内 2,000㎡以上 ・市街化区域以外の 都市計画区域内 5,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上	都市計画課	・国土利用計画法第23条による届出書一式	届出者 土地の権利取得者 届出期間 契約(予約を含む)の締結日から2週間以内に届出を行ってください
土地の売買など有償で譲り渡そうとするとき ・都市計画施設などの区域内にある200㎡以上の土地 ・市街化区域内にある5,000㎡以上の土地 ・非線引き都市計画区域内にある10,000㎡以上の土地	都市計画課	・土地有償譲渡届出書一式	届出者 土地所有者(譲渡人) 届出期間 土地売買契約などを行う予定の3週間前までに届出を行ってください
地区計画区域内で建築などの行為をするとき	都市計画課	・都市計画法第58条の2による届出書一式	行為に着手する日の30日前までに届出を行ってください
都市計画施設(道路など)などの区域内に建築するとき	都市計画課	・都市計画法第53条許可申請書一式	事前に許可を受けてください
一定規模以上の建築物や工作物の新築、増改築などを行うとき	都市計画課	・桐生市景観条例による届出書一式	・全地域が対象となります ・桐生市景観計画に適合する内容としてください
屋外広告物の表示・設置を行うとき(更新を含む)	都市計画課	・桐生市屋外広告物条例による許可申請書等一式	事前に許可などを受けてください ※一部、許可などの適用除外があるため、事前に相談をお願いします
風致地区内で建築などの行為をするとき	都市計画課	・桐生市風致地区内における建築等の規制に関する条例による許可申請書一式	事前に許可を受けてください
位置指定道路の新設を行うとき	建築指導課	建築基準法第42条第1項第5号申請書一式	桐生地区では1,000㎡未満、新里地区では3000㎡未満の土地利用を行う場合
市街化区域内で1,000㎡以上、または市街化調整区域内で土地の開発を行うとき(桐生地区)	建築指導課	都市計画法第29条許可申請書一式	1,000㎡以上の場合、事前協議が必要です
非線引き都市計画区域内で3,000㎡以上の土地の開発を行うとき(新里地区)	建築指導課	都市計画法第29条許可申請書一式	1,000㎡以上の場合、事前協議が必要です
都市計画区域外で10,000㎡以上の土地の開発を行うとき(黒保根地区)	建築指導課	都市計画法第29条許可申請書一式	1,000㎡以上の場合、事前協議が必要です
宅地造成工事規制区域内で土地利用を行うとき(桐生地区)	建築指導課	宅地造成等規制法第8条第1項本文許可申請書一式、または同法第15条2項・3項届出書一式	雨水排水先の確保などが必要です ※計画がありましたら、事前に相談をお願いします
市内の一部の地域で太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の設置を行うとき	建築指導課	桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例による申請書一式	詳しい対象区域はお問い合わせください 建築物の屋根または屋上で行うときは対象外です ※計画がありましたら、事前に相談をお願いします

◆ り災証明

り災に関する届出・証明は、92ページをご覧ください。



市税

市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税

担当	電話番号	内容
税務課 (市役所1階)	46-1111 内線227	市・県民税 普通徴収
	46-1111 内線226	市・県民税 特別徴収
	46-1111 内線223	法人市民税
	46-1111 内線224	軽自動車税(種別割)
	46-1111 内線230	固定資産税・都市 計画税
納税課 (市役所1階)	46-1111 内線235	税などの口座振 替・還付
	46-1111 内線237	税などの収納、納 税に関する相談
税証明コーナー (市役所1階)		税証明の発行
医療保険課 (市役所1階)	46-1111 内線274	国民健康保険税
新里支所 市民生活課	74-2212	税などの収納・税 証明の発行
黒保根支所 市民生活課	96-2111	
境野公民館	43-9493	
広沢公民館	52-7143	
梅田公民館	32-1483	
相生公民館	53-9494	
川内公民館	65-8868	
菱公民館	46-3610	

◆ 市税など主なもの

市税の種類	納税義務者	備考
市・県民税	1月1日現在で市内 に住所がある人	前年の所得に応じて 均等割と所得割が課 税されます
	1月1日現在で市内 に事業所や家屋敷を 所有する人で、住所 が市内にない人	均等割のみが課税さ れます
固定資産税	1月1日現在、市内 に土地・家屋・償却資 産を所有している人	土地、家屋、償却資産 の評価額をもとに算 出されます 償却資産は毎年1回、 所有者より所有状況 を申告していただき ます
都市計画税	1月1日現在で市街 化区域内に土地・家 屋を所有している人	
軽自動車税 (種別割)	4月1日現在、原動 機付自転車、小型特 殊自動車(農耕作業 用、その他)、ミニ カー、二輪の軽・小型 自動車、三輪・四輪の 軽自動車を所有して いる人	税額は、車種、排気量、 用途、年式によって決 められています
国民健康保 険税	世帯主	所得割・均等割・平等 割の合計が課税され ます

●市税には、上記のほか法人市民税、市たばこ税、入湯税があります。

〈 広告 〉

石井 謙三
税理士

石井 謙三
税理士

石井 謙三
税理士

桐生市永楽町七番四号
電話〇二七二二一四一八八(代)

お客様に地域で
一番愛される事務所になる

桐生中央税理士法人
有限会社 山上会計事務所

代表税理士 横山 嘉孝
税理士 高島 佳正
税理士 松井 孝峰

桐生市元宿町9-26
☎ 0277-46-1122

お客様の経営と生活を
総合的にサポートする
トータルパートナー

大島会計事務所

税理士 大島 千賀子 税理士 松山 文男

こんな時、まずはご相談ください。

税理士業務、起業支援
事業計画支援、自計化支援

桐生市本町1丁目5番7号
TEL 0277-22-7161
FAX 0277-46-1569

◆ 市税などの納期一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

●納付期限は月の末日(12月は25日)になります。末日が土、日、祝日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

◆ 市税などに関する証明について

税証明を発行できる場所	日時
市役所 1階の税証明コーナー(税務課、納税課)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※時間外に窓口を開設する場合があります。市ホームページや広報きりゅうでご確認のうえ、ご利用ください。	
新里支所、黒保根支所 境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

証明の種類	主な使用目的	手数料	
所得・課税など	所得・課税証明(控除記載あり)	1件につき350円	
	所得・課税証明(控除記載なし)		
	所得・課税証明(児童手当用)		
	非課税証明(収入額の記載はありません)		
	所在証明(法人)		
納税証明など	市・県民税	1年度1税目につき350円	
	固定資産税・都市計画税		
	国民健康保険税		
	法人市民税		
	軽自動車税(種別割)	廃車、売車	無料
		継続検査申請(車検)	
	完納証明	1件につき350円	
	滞納処分を受けたことがない証明		
国民健康保険税額確認書	無料		

〈 広告 〉

税務
相続税対策
創業支援
事業承継対策
事業再生(会社再建)

市川会計事務所

税理士 市川 孝江
 公認会計士 市川 皓大

〒376-0056 桐生市宮本町1丁目4番19号

TEL 0277-22-8338
FAX 0277-44-7148

Sakai
Accounting
Office

酒井会計事務所

所長 酒井 豊
税理士

〒376-0013
桐生市広沢町2-3389

▼お気軽にお問い合わせください。

TEL:0277-53-5533

税務・会計・相続・企業支援

石原会計事務所

税理士 石原 照久

〒376-0013
桐生市広沢町 3-4068

☎ (0277)-52-6538

	証明の種類	主な使用目的	手数料
土地・家屋など	評価額通知(登記用)	不動産登記の際に法務局へ提出	無料
	評価証明	融資、保証人、金融機関に提出	土地1筆・家屋1棟につきそれぞれ350円
	資産証明	資産の把握	1筆・1棟増すごとに30円
	公課証明	競売申立	
	無資産証明	住宅購入、自己破産手続	1年度につき350円
	住宅用家屋証明※	登録免許税軽減	1件1,300円
	課税台帳等閲覧※	課税状況の確認(土地・家屋・償却資産)	1件につき350円
	切絵図、旧地籍図※	土地の形状と地番の確認	
	地籍図の写し交付※	土地の形状と地番の確認	A3判 1枚150円
	申告用税額計算書	確定申告資料	無料

●申請などに必要なもの

- 1 本人または同一世帯の親族が申請する場合…本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
◎申請書は、申請する人が自書してください。
- 2 代理人が申請する場合…本人からの委任または代理人の選任があったことを証明する書類(委任状または代理人選任届など)および代理人自身の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
◎委任状は、委任する人(頼む人)が自書・押印してください。
- 3 最近納められた市税の納税証明書を請求するときは、その市税の領収証書をお持ちください。

●ご注意

※の印のついた証明などの取り扱いは、税務課(市役所1階)および新里・黒保根支所市民生活課となります。また、「切絵図、旧地籍図」については、税務課のみの取り扱いとなります。

〈広告〉

一人で抱えずに、
まずは相談してみませんか。



谷信良税理士事務所
税理士 谷 信良
桐生市相生町3-61-1
0277-53-5989

相続の手続から申告までの
ご相談・サポートいたします

板寺税務会計事務所

桐生市宮前町2-8-14
JR桐生駅北口

0277-22-4335
FAX 0277-43-6104



押見会計事務所

税金に関することなら、なんでもご相談ください。
お客様のお役に立てる様、丁寧にサポートさせていただきます。

税務
会計
企業支援



桐生市浜松町1-5-33 TEL 0277-44-2315
FAX 0277-44-5190

お気軽にご相談ください。



eN 税理士法人



税務顧問・税務財務コンサルティング	事業承継
経営コンサルティング	組織再編
国際税務	相続税申告

桐生市仲町1-12-20
0277-44-3854

◆ 市税の納付場所

市役所・公民館	納税課(市役所1階)、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館
金融機関	足利銀行、桐生信用金庫、群馬銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、新田みどり農業協同組合、しのめ信用金庫、中央労働金庫、ぐんまみらい信用組合
ゆうちょ銀行または郵便局	群馬県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、山梨県のゆうちょ銀行または郵便局(納期限内に限る) ★「Pay-easy(ペイジー)」マークが記載されている納付書は全国のゆうちょ銀行または郵便局で納めることができます
コンビニエンスストア	セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストアなどMMK(マルチメディア対応の情報端末)が設置してある店舗
Pay-easy(ペイジー)※	足利銀行、桐生信用金庫、群馬銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、しのめ信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行または郵便局
スマートフォンアプリ	モバイルレジ(インターネットバンキング/クレジットカード)、LINE Pay

※Pay-easy(ペイジー)は、市県民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収)の支払いを、インターネットバンキングを利用してパソコンやスマートフォン、携帯電話から支払うことができるサービスです。利用する場合、各金融機関などでの手続きが必要となります。利用予定の金融機関などに事前にご相談ください。また、ペイジー対応ATMからも納付できます。

◆ 市税の口座振替

口座振替ができる金融機関	足利銀行、桐生信用金庫、群馬銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、新田みどり農業協同組合、しのめ信用金庫、中央労働金庫、ぐんまみらい信用組合、ゆうちょ銀行(郵便局)
お申し込みに必要なもの	預貯金通帳、通帳届出印鑑
申込方法	市内の上記金融機関窓口または納税課に備えてある「桐生市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押して各金融機関窓口へ提出してください。

市税の納付は、便利で安心な口座振替をご利用ください。

納期限ごとに指定の預貯金口座より自動で納付される制度です。

納め忘れの心配や、納期ごとに金融機関などへ行く必要がなく、便利な納付方法です。





保険・年金・医療費助成

国民健康保険

問 医療保険課【市役所 1 階】 ☎46-1111 内線256 ▶ 資格、給付／内線274 ▶ 国民健康保険税
新里支所市民生活課☎74-2216／黒保根支所市民生活課☎96-2112

後期高齢者医療や勤務先の保険に加入している人、生活保護を受けている人以外は、必ず国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。加入や脱退は14日以内に届出を行ってください。

◆ 主な届出

担当課 医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課

	このようなとき	必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印、身分を証明するもの(免許証などの写真付き)
	職場の健康保険をやめたとき、また扶養家族ではなくなったとき	社会保険離脱証明書、印、身分を証明するもの(免許証などの写真付き)
	子どもが生まれたとき	出生届、母子健康手帳、印、身分を証明するもの(免許証などの写真付き)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印、身分を証明するもの(免許証などの写真付き)
	外国人住民で住民票が作成されたとき(在留期間が3か月を超える等)	印、特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	国民健康保険証、印、身分を証明するもの(免許証などの写真付き)
	職場の健康保険に加入したとき、また扶養家族になったとき	国民健康保険証、加入した職場の保険証、印
	死亡したとき	国民健康保険証、死亡届、印
	市外に住所登録している学生が卒業等で学生ではなくなったとき	就学者用国民健康保険証(㊦表示のもの)
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、国民健康保険証、印
その他	外国人の加入資格がなくなったとき	印、国民健康保険証、特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
	世帯主・住所・氏名・続柄等を変更したとき	国民健康保険証、印、身分を証明するもの(免許証などの写真付き)
	保険証を紛失したとき、破損したとき	破損した保険証、身分を証明するもの(免許証などの写真付き)、印
	修学のため他の市区町村に転出するが、引き続き親元の国保に加入するとき	在学証明書、国民健康保険証、印、身分を証明するもの(免許証などの写真付き)

※詳しいことは、担当課までお問い合わせください。

◆ 主な給付

担当課 医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課

種類	内容
療養費	やむを得ず保険証を提示できずに支払った医療費や医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代などは、申請により認められると自己負担分を除いた額を世帯主に支給します
高額療養費	1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額となり、自己負担限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を世帯主に支給します ※該当者には最短で診療月の2か月後に市から通知が届きます
出産育児一時金	国民健康保険に加入している人が出産したとき、世帯主に支給します ※原則として病院などの窓口で申請し、市から病院などへ支払う仕組み(直接支払制度)になっています
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、葬祭を行った人に支給します

※いずれも申請が必要です。

◆ 国民健康保険税

担当課 医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課

国民健康保険税は、次の方法により世帯単位で計算された額を世帯主が納税義務者になり納めます。

世帯の年間保険税額	所得割額	前年中の所得に応じて計算されます
	均等割額	国民健康保険の加入者数に応じて計算されます
	平等割額	1世帯当たりの定額で計算されます

後期高齢者医療

問 医療保険課【市役所1階】 ☎46-1111

内線257 ▶ 後期高齢者医療、資格給付 / 内線274 ▶ 後期高齢者医療保険料
新里支所市民生活課 ☎74-2216 / 黒保根支所市民生活課 ☎96-2112

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の人(75歳の誕生日から対象になります) [市から保険証が送られます] ・65歳以上75歳未満であって、身体障害者手帳の1,2,3級および4級の一部(音声、言語、下肢の一部)に該当する障害を有する人、障害年金1,2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1,2級に該当する障害を有する人(申請が必要です) <p>(その他の障害を有する人は、対象となる場合がありますので、お問い合わせください)</p>
紛失、破損などによる被保険者証の再交付に必要なもの	印、本人を確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) (代理人による申請も可能ですのでお問い合わせください)

※詳しいことは、担当課までお問い合わせください。

◆ 申請により支給されるもの

担当課 医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課

種類	内容
療養費	やむを得ず被保険者証を提示できずに支払った医療費や医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代などは、申請により認められると自己負担分を除いた額を支給します
高額医療費	1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額となり、自己負担限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を支給します ※初めて該当する人には、後期高齢者医療広域連合からお知らせを郵送しますので、申請をしてください。2回目からの該当分については、初回にご指定いただいた口座に自動的に振り込まれますので、申請は不要です
葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に申請により支給します

◆ 後期高齢者医療保険料

担当課 医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課

後期高齢者医療保険料は、均等割額と所得割額を合計した金額を、原則として年金から差し引き(特別徴収)します。年度の途中で転入や年齢到達および障害認定により被保険者となった人などは、納付書により納入(普通徴収)いただく場合もあります。

保険料額 (年間)	均等割額 所得割額	被保険者全員が等しく負担します 前年中の所得に応じて計算されます
--------------	--------------	-------------------------------------



福祉医療費助成

問 医療保険課【市役所1階】 ☎46-1111 内線257 ▶福祉医療
 新里支所市民生活課☎74-2216 / 黒保根支所市民生活課☎96-2112

福祉医療助成制度の受給者証の交付を受けている人は、保険診療費の自己負担分について、受給者に代わって福祉医療が負担します。※差額ベッド代などの保険診療とならないものは対象外です。また、入院時食事療養費については、重度心身障害者または高齢重度心身障害者の場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の取得が必要です。

種類	対象となる方	必要なもの
乳幼児・就学児	中学校3年生まで (満15歳到達後最初の3月31日までの子ども)	<ul style="list-style-type: none"> ・印 ・被保険者証 ・県内から転入の場合は福祉医療交付状況証明書 ・被保険者の課税データが桐生市に無い場合は市町村民税の課税状況が分かる書類※
ひとり親家庭など (母子・父子家庭、父母のいない児童)	死別・離別等で、児童を扶養している母子・父子家庭、および父母のいない児童 (児童:満18歳到達後最初の3月31日までの子ども)	<ul style="list-style-type: none"> ・印 ・被保険者証 ・戸籍謄本 ・対象者の課税データが桐生市に無い場合は、所得課税証明書 ・県内から転入の場合は福祉医療交付状況証明書 ・被保険者の課税データが桐生市に無い場合は市町村民税の課税状況が分かる書類※
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級(相当)、療育手帳A・B1程度の判定、特別児童扶養手当1級に該当する障害を有する人	<ul style="list-style-type: none"> ・印 ・被保険者証 ・障害の程度を証明する書類 ・県内から転入の場合は福祉医療交付状況証明書 ・被保険者の課税データが桐生市に無い場合は市町村民税の課税状況が分かる書類※
高齢重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級(相当)、療育手帳A判定に該当する障害を有する人	<ul style="list-style-type: none"> ・印 ・被保険者証 ・障害の程度を証明する書類 ・県内から転入の場合は福祉医療交付状況証明書

※県内から転入の場合は、福祉医療交付状況証明書で被保険者の市町村民税の課税状況が確認できれば不要です。



国民年金

問 市民課【市役所 1 階】 ☎46-1111 内線273・278
 新里支所市民生活課☎74-2216 / 黒保根支所市民生活課☎96-2112

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、原則として国民年金に加入しなければなりません。

加入者の種類	第1号被保険者	自営業・学生など(厚生年金に加入していない人)
	第2号被保険者	会社員、公務員など
	第3号被保険者	会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

◆ 主な届出先など

担当課 市民課、新里・黒保根支所市民生活課

このようなとき	必要なもの	ここへ
勤め先を退職したとき※ (厚生年金をやめたとき)	・年金手帳 ・退職した年月日がわかる書類	市民課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課 ※は、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館でも受け付けます
厚生年金に加入している配偶者に扶養されなくなったとき※ (離婚、死別、収入が増えたときなど)	・年金手帳 ・扶養されなくなった年月日がわかる書類	
任意加入するとき	・口座届出印、年金手帳、預金通帳	
保険料を納めるのが困難なとき (免除申請をするとき)	・年金手帳、雇用保険被保険者離職票(失業している場合)、学生証(学生納付特例を申請する場合)など	
厚生年金に加入している配偶者に扶養されるようになったとき (結婚したとき、収入が減ったときなど)	・扶養申請と一緒に事業主が行います	配偶者の勤務先
第3号被保険者の配偶者の勤め先が変わったとき	・扶養申請と一緒に事業主が行います	

◆ 国民年金保険料

担当課 市民課、新里・黒保根支所市民生活課

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めます。

- ・定額保険料…月額16,540円(令和2年度)
- ・付加保険料…月額400円(第1号被保険者で希望される人)

納付の方法など	第1号被保険者	日本年金機構から送付された納付書により、金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください ※お支払いは、便利な口座振替・クレジットカード納付をご利用ください
	第2号被保険者	毎月の給料から厚生年金保険料として天引きされます
	第3号被保険者	年金制度全体で負担しているため、個人で納める必要はありません

- 納付書払いや口座振替で保険料を1年分、または半年分まとめて前納すると保険料が割引になります。
- 口座振替は上記のほか、2年前納や早割納付の割引があります。

Topics 国民年金保険料の免除など

申請免除	所得が少なく保険料の納付が困難な人は、申請をして承認を受けることにより国民年金保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます 本人、世帯主、配偶者の前年所得で審査をします
納付猶予制度	50歳未満の人で、保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると保険料納付が猶予されます。 申請免除と違い世帯主に所得があっても、本人、配偶者だけの所得で審査をします
学生納付特例制度	学生で保険料納付が困難な場合、申請して承認されると保険料納付が猶予されます



子育て・教育

子育て支援

問 子育て支援課【保健福祉会館 1階】

☎47-1150 ▶ 児童手当など、子育て支援に関すること

☎47-1153 ▶ 一時預かりに関すること

☎47-1156 ▶ 病児保育に関すること

子育て相談課【保健福祉会館 1・3階】

☎43-2000 ▶ 家庭児童相談、子どもの発達に関することなど

☎43-2003・43-2009 ▶ 妊娠、出産、子どもの健診、予防接種に関することなど

☎46-5031 ▶ 子育て支援センター、屋内遊戯場に関することなど

学校教育課【市役所 4階】 ☎46-1111 内線688

新里保健センター☎74-5550/黒保根保健センター☎96-2266/新里支所市民生活課☎74-2904/黒保根支所市民生活課☎96-2112

◆ 母子保健

担当課 子育て相談課、新里・黒保根保健センター

	区分	内容
妊 娠 期	母子健康手帳	妊娠の届出と母子手帳の交付
	妊婦健康診査	妊婦一般健康診査受診票の交付
	妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査受診票の交付
	ママ&パパ教室	妊娠から出産の経過と健康管理、育児の知識の普及と子育て支援
産 後	新生児聴覚検査助成	新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成
	産婦健康診査	産後2週間の産婦を対象とした健診
	産後ケア	産後3か月までの産婦が対象、宿泊や日帰りなどで育児をサポート
	母乳外来助成	乳房マッサージなどの費用の一部助成
乳 児 期	こんにちは赤ちゃん	2か月までの赤ちゃんのいる家庭に保健師と母子保健推進員が訪問
	ひよこクラス	2～3か月の赤ちゃん和妈妈・パパを対象に身体計測、足形スタンプ、ふれあい遊びの紹介
	3か月児健康診査	身体計測、小児科・整形外科診察、離乳食の話、育児相談
	10か月児健康診査	身体計測、小児科診察、育児・歯科相談、離乳食の話など
	妊産婦・乳児等訪問	妊娠中の相談、授乳・育児に関する相談など
	未熟児養育医療給付	未熟児に対する医療の給付
	育児相談	身体計測、授乳・育児・離乳食・発達・心理相談など
	離乳食講習会	離乳食を始める人へのデモンストレーション・心配のある人へのアドバイス・試食など

	区分	内容
幼 児 期	育児相談	身体計測、授乳・育児・離乳食・幼児食・発達・心理相談など
	1歳6か月児健康診査	身体計測、小児科・歯科診察、フッ素塗布(希望者)、栄養・育児・歯科・心理相談
	2歳児歯科健康診査	歯科診察、フッ素塗布(希望者)、栄養・育児・歯科・心理相談
	3歳児健康診査	身体計測、眼科屈折検査、尿検査、小児科・歯科診察、フッ素塗布(希望者) 栄養・育児・歯科・心理相談
	5歳児健康診査	身体計測、小児科・歯科診察、フッ素塗布(希望者) 栄養・育児・歯科・心理相談
	むし歯予防教室	保育園・幼稚園・認定こども園で年長児と保護者を対象にむし歯予防の話、ブラッシング指導など
全 般	母子手帳アプリ	子育ての記録や予防接種の管理など
	すこやか栄養相談	妊産婦、乳児、幼児の栄養相談
	不妊・不育症治療費助成事業	医師による不妊・不育症治療を行っており、申請日の1年以上前から引き続き住民票がある夫婦の負担を軽減するため、治療に要する医療費の一部を助成 助成額は、当該年度の治療に要する負担額の2分の1とし、年額上限は不妊治療は10万円、不育症治療は20万円 申請は1年度につき1回

※日程は、広報きりゅうなどでお知らせします。

◆ 健康づくり

担当課 子育て相談課

母子保健推進員活動	子育て家庭への健康診査の通知配布など、行政と市民のパイプ役として活動しています
-----------	---

◆ 予防接種

担当課 子育て相談課、新里・黒保根保健センター

ワクチン名	回数	対象者	
ロタ ※1	1価(ロタリックス):2回 5価(ロタテック):3回	1価(ロタリックス):生後6週から24週まで 5価(ロタテック):生後6週から32週まで	
B型肝炎	3回	生後1歳に至るまで	
ヒブ	4回	生後2か月から5歳に至るまで	
小児用肺炎球菌	(初回:3回 追加:1回)	(接種開始月齢により回数は異なります)	
四種混合 (ジフテリア・百日せき・ 破傷風・不活化ポリオ)	4回 (1期初回:3回 追加:1回)	生後3か月から7歳6か月に至るまで	
二種混合 (DT) (ジフテリア・破傷風)	1回	11歳以上13歳未満	
BCG(結核)	1回	生後12か月に至るまで	
麻疹風疹混合 (MR)	2回	1期:生後12か月から24か月に至るまで 2期:小学校入学前の1年間	
水痘	2回	生後12か月から36か月に至るまで	
日本脳炎	4回 (1期初回:2回 追加:1回) (2期:1回)	1期:3歳から7歳6か月に至るまで 2期:9歳から13歳未満	
子宮頸がん ※2	3回	小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子	
任意予防接種 (一部公費助成)	おたふく ※3	1回	1歳以上4歳未満

- ※1 ロタウイルスワクチン接種については出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましいです。
 - ※2 子宮頸がん予防ワクチンについては、積極的な接種勧奨を差し控えています。
希望者には予診票を発行しますのでお問い合わせください。
 - ※3 おたふく予防接種については、おたふくかぜにかかったことのある人、2回任意接種している人、桐生市のおたふく予防接種の助成を受けたことのある人は対象外になります。
- ※乳・幼児期に受ける予防接種については、生後2か月頃までに「桐生市予防接種予診票」をご自宅に保健師がお届けします。
MR2期、日本脳炎2期、DTは、対象となる時期にそれぞれ個人通知します。
- ※日本脳炎特例措置について(平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人)過去の接種差し控への救済措置として20歳に至るまでの間、未接種分の予防接種を受けられます。

〈広告〉

写真で家族記念日

笑顔あふれる
記念写真
おまかせください。



ハラセイ写真館

桐生市宮本町1-3-10
tel.0277-22-3427

結婚写真から就職証明写真、お宮参り・七五三・成人式などの記念写真を信頼の技術で自然に撮影します。

生活力
豊かな子ども…
をめざして

学校法人白ゆり学園
認定こども園
白ゆり幼稚園

桐生市新里町小林200-2
TEL.0277-74-8357
<http://www.shirayurigakuen.ac.jp/>
園児募集中



群馬重機工業株
Gunma JIJI

桐生市堤町3-5-25
0277-32-3077

犬の美容室
ドッグハウス ビット
Dog House Bit

登録H19.5月10日～R4.5月9日
保管 0917-016号
責任者 前原 直美
AM10:00～PM6:00
定休日 火曜日

0277-22-3137



◆ 子育てポータルサイト「おやここ」

担当課 子育て相談課

結婚・妊娠・出産・育児等、子育て世代などの暮らしに密着したポータルサイトです。



◆ 子育て応援サイト「ママフレ」

担当課 子育て相談課

妊娠・出産・子育てに関する情報を行政専門用語や難しい言葉をなるべく使用せず、分かりやすい表現にしているほか、知りたい情報をすぐ探せるように分類したサイトです。



◆ 桐生市屋内遊戯場(キノピーランド)

担当課 子育て相談課

天候に左右されることのない子どもの遊び場です。

場 所: 末広町13-4 (保健福祉会館3階)

電 話: 46-5031

対象年齢: 0歳児から小学生(保護者同伴)

保護者1人につき、お子さん3人まで入場可能

時 間: 平日 午前9時20分～午後5時5分の5区分

土日 午前10時15分～午後3時45分の4区分

休 場 日: 毎週水曜日(水曜日が祝日のときは翌日も休場日)、祝日、年末年始

料 金: 子ども1人につき1利用時間区分ごと100円

6か月未満児は無料

利用条件などが変更になる場合がありますので、最新状況は市ホームページで確認してください。



◆ 子育て支援センター

担当課 子育て相談課

子育て支援センターは、未就園のお子さんと保護者の皆さんと一緒に遊び、くつろいで過ごせる場所です。子育て中の不安や悩みを保育士などに相談でき、また子育ての情報も集まっていますので、お気軽に遊びに来てください。

	所在地	電話番号	期日	時間
桐生市子育て支援センター	末広町13-4	☎46-5031	月～金曜日 土・日曜日	午前8時30分～午後5時15分 午前10時～午後4時
スマイル(立正保育園)	浜松町一丁目8-7	☎44-5313	月～金曜日	午前9時～午後2時30分
どんぐり(広沢保育園)	広沢町三丁目3811	☎52-9411	月～金曜日	午前9時～午後3時30分
ダンボ(たちばな保育園)	西久方町二丁目3-8	☎22-0032	月～金曜日	午前9時～午後4時
はっぴいkidsくらぶ(大雄保育園)	広沢町三丁目3601	☎53-8313	月～金曜日	午前9時～午後2時
ログハウスおひさま(上の台保育園)	川内町三丁目730-1	☎65-9299	月～金曜日	午前9時～午後3時
ふれあいの森(おおぞら保育園)	新里町関548-4	☎74-0334	月～金曜日	午前9時～午後3時
ニコニコひろば(たかそのこども園)	梅田町一丁目273-1	☎32-1275	月～金曜日	午前8時30分～午後3時
キッカ(太子保育園)	相生町五丁目456-2	☎52-1034	月～金曜日	午前8時30分～午後3時
てんとうむし(ひまわり保育園)	相生町三丁目683-1	☎52-9109	月～金曜日	午前9時30分～午後3時
Hi-Hiあかちゃん(ひかりこども園)	東四丁目1-18	☎44-3795	月～金曜日	午前9時～午後2時

※行事など詳しいことは、各子育て支援センターにお問い合わせください。

◆ 遊びの会

担当課 学校教育課

市立の各幼稚園では、幼稚園に入る前のお子さんを対象に「遊びの会」を開催し、地域の皆さんの子育てを応援しています。

毎週火曜日、午前9時30分から11時までです。なお、行事などの都合で実施しない日もありますので、各園にお問い合わせの上、お越しく下さい。幼稚園の施設や遊具を使って遊んだり、楽しい園の行事に参加したりすることができます。また、保護者同士の交流があるほか、教員が育児相談、教育相談にも応じています。ぜひ、お気軽にお越しく下さい。

問い合わせ

	電話番号	所在地
東幼稚園	☎43-5843	東一丁目8-23
西幼稚園	☎22-2504	小菅根町6-1
境野幼稚園	☎45-0004	境野町六丁目1616-1
広沢幼稚園	☎54-7735	広沢町四丁目2099
相生幼稚園	☎53-3263	相生町二丁目408-9
川内南幼稚園	☎65-8338	川内町三丁目405-1
桜木幼稚園	☎53-3304	相生町一丁目乙394

◆ 一時預かり

担当課 子育て支援課

種類	内容
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい協力会員と育児の援助を受けたい利用会員の募集・登録を行い、会員同士の相互援助活動を調整・推進する事業です 問い合わせは、桐生ファミリー・サポート・センター(☎70-6677)へ
病児保育 (病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型)	保護者の就労などにより、病気のお子さんの家庭保育が困難な場合、保育所などで一時的に保育する事業です
一時預かり	家庭において保育などを受けることが一時的に困難となった乳・幼児を対象に、保育園などで一時的に預かり、必要な保育を行う事業です

担当課 子育て相談課

種類	内容
子育て短期支援事業	保護者が病気や仕事の都合などで、一時的に児童の養育ができない場合に、乳児院や児童養護施設で預かり、養育を行います 施設の空き状況などがありますので、子育て相談課へご相談ください

〈広告〉

やる気のある人のための総合学習塾

さかいゼミ



いってよ!!知ってる人に聞いてごらん

桐生市桜木町1388-30

0120-481-106

桐生 さかいゼミ 検索



新しいに、伝統そのままに。

新浜せんべい

桐生市浜松町 1-7-20 Tel 0277-45-3426

<https://shinhamajp>



「木の香りに包まれた自然に帰れる家」



お問い合わせ
有限会社石山不動産
桐生市新里町山上544-6
☎0277-74-4800
HP www.ishiyama-f.jp



◆ 手当など

担当課 子育て支援課、新里・黒保根支所市民生活課

種類	内容	備考
児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童(中学生修了前の児童)を監護養育している人に支給します	保護者のうち、生計を主に担っている人へ支給します
特別児童扶養手当	一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給します	所得制限により支給されない場合があります
交通遺児手当	交通遺児(18歳以下、一定の障害をもつ子どもは20歳未満まで)の保護者に支給します	
交通遺児奨学助成金	交通遺児の修学に対し、その保護者に助成金を支給します ※子育て支援課へご相談ください	

◆ ひとり親家庭の支援

担当課 子育て支援課

種類	内容
児童扶養手当	離婚や死別などにより父または母がいない家庭、父または母が一定の障害にある家庭などで、18歳到達後最初の3月31日まで(一定の障害のある児童は20歳未満まで)の児童を監護養育している人に支給します ※所得制限により支給されない場合があります
自立支援教育訓練給付事業	就業を目指す母子家庭の母または父子家庭の父を支援するため、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合に、受講料などの一部を支給します ※受講前にご相談ください

種類	内容
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、就業の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を支援するため、1年以上養成機関で修業する場合、訓練促進給付金などを支給します ※申請前にご相談ください
母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当を受給している人の自立・就業を図ることを目的に、個々の状況に応じた自立支援プログラムをつくり、就業などのサポートをします

担当課 子育て相談課

種類	内容
母子生活支援	児童福祉法に基づき、配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童の福祉にかけるところがある場合、施設で保護し自立促進のための生活を支援します



幼稚園・保育所(園)・認定こども園

問 子育て支援課【保健福祉会館1階】 ☎47-1153
学校教育課【市役所4階】 ☎46-1111 内線649・687
新里支所市民生活課☎74-2904／黒保根支所市民生活課☎96-2112

◆ 施設利用までの流れ

担当課 子育て支援課、新里・黒保根支所市民生活課

■ 教育部分(幼稚園・認定こども園)

先に施設へ利用申し込みをして、入園の内定を受けから、市へ認定申請の手続きを行ってください。

■ 保育部分の入所要件

保育の認定は、保護者が家庭で保育できない「保育が必要な事由」に該当しないと受けられません。

申込対象者

- 1 市内に住所を有していること
- 2 施設での集団生活に支障のない児童
- 3 保護者のすべてが「保育が必要な事由」に該当すること

※「保育が必要な事由」とは、就労や病気、看護、出産などです。詳しくはお問い合わせください。

■ 保育料・副食費の決定

保育料等は、扶養義務者の市町村民税所得割額をもとに算定します。基本的には、父母の市町村民税所得割額の合算額から算定しますが、父母とも所得がない場合などは、同住所・同一生計の家計の主宰者の市町村民税所得割額により算定することがあります。また、保育料等算定の基礎となる、市町村民税の賦課決定時期が毎年6月頃となることから、4月分から8月分までの保育料等は前年度分の市町村民税の額により算定し、9月分から翌年3月分までの保育料等は当該年度の市町村民税の額により算定します。

■ 第3子以降の保育料無料化・第3子以降の副食費免除

次の項目すべてに該当する人は、申請いただくと3歳児未満は保育料が無料に、3歳児以上は副食費が免除になります。

- 1 市内に住所を有していること
- 2 無料化または、免除を受けようとする年度の4月分から8月分までは前年度分の、9月分から翌年3月分までは当該年度分の市町村民税の申告をしていること
- 3 同一世帯で子どもを3人以上扶養していること
- 4 保育料に滞納がないこと

◆ 一時預かり(園児対象)

担当課 子育て支援課

種類	内容
延長保育	保育園に通っている乳・幼児を対象に、通常の利用時間外に保育園などで保育を実施する事業です
休日保育	保育認定を受け、保育所などに在籍している乳・幼児を対象に、休日などに保育を行う事業です

◆ 幼稚園に入園するとき

担当課 学校教育課

入園できる幼児は、満3歳から就学前までの幼児です。入園を希望する人は、入園を希望する幼稚園に直接お問い合わせください。

小学校・中学校

問 学校教育課【市役所4階】 ☎46-1111 内線649・687
学校給食中央共同調理場 ☎45-0003
子育て支援課【保健福祉会館1階】 ☎47-1150

◆ 小・中学校に入学、転出・転居するとき

担当課 学校教育課

こんなとき	内容
小・中学校へ入学するとき	市内に住所がある児童・生徒は、教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに「入学通知書」を送付します。入学式当日に「入学通知書」を学校に持参してください
転出・転居するとき	必ず、事前に通っている学校へ連絡してください。学校が転校に必要な書類を用意しますので、早めの連絡をお願いします。住民異動の手続きをした後、新住所地の学校へ転校に必要な書類を提出してください

◆ 学校給食

担当課 学校給食中央共同調理場

市内の小・中学校、幼稚園、県立桐生特別支援学校を受配校(園)とする共同調理場方式で、各共同調理場に栄養士を配置し、完全給食を実施しています。

なお、現在、新しい中央共同調理場を整備中で、令和3年度の2学期から稼働を予定しています。

◆ 第3子以降の学校給食費の無償化

担当課 学校給食中央共同調理場

3人以上の子どもを扶養し、そのうちの第3子以降が小・中学校に在籍している保護者の学校給食費が無償になります。詳しいことは学校給食中央共同調理場までお問い合わせください。

◆ 食物アレルギー対応

担当課 学校給食中央共同調理場

「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、希望する対象児童・生徒の保護者宛に、1か月分の献立におけるすべての使用材料の詳細献立表を送付しています。また、牛乳と卵アレルギーの児童・生徒に対して、代替食を提供しています。希望がある場合は在籍する学校へご相談ください。

◆ 放課後児童クラブ

担当課 子育て支援課、新里・黒保根支所市民生活課

種類	内容		
放課後 児童クラブ	昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する事業です 放課後児童クラブは市内全ての小学校で実施しています 放課後児童クラブ一覧		
	場所	クラブ名	電話番号
	境野小学校	四ツ葉第1・2クラブ	☎44-0607
	東小学校	若葉クラブ	☎47-2663
	相生小学校	あおぞらクラブ	☎53-8953
		えのきクラブ	☎52-0079
	天沼小学校 (旧天沼幼稚園)	第1・2・3 あまぬまクラブ	☎54-6133
	川内小学校	ニュー たんぼぼクラブ	☎65-5252
	神明小学校	のびのび・ のびっ子クラブ	☎53-4116
	広沢小学校	第1・2広沢 なかよしクラブ	☎55-1236
	菱小学校	菱の実クラブ	☎47-1003
	南小学校	南小学校第1・2 放課後児童クラブ	☎22-7415
	西小学校	かがやき放課後 第1・2クラブ	☎47-6654
	桜木小学校	さくらクラブ	☎55-0105
	北小学校	北小っ子 放課後クラブ	☎46-2020
	梅田南小学校	清流クラブ	☎20-5017
新里東小学校	新里東小学校 放課後児童クラブ	☎74-6787	
	第1・2クラブ		
新里中央小学校	新里中央小学校 放課後児童クラブ	☎74-6786	
	第1・2クラブ		
新里北小学校	新里北小学校 放課後児童クラブ	☎74-6785	
黒保根小学校	黒保根学童クラブ	☎96-2201	

◆ 放課後児童クラブの第3子以降の保育料無料化

担当課 子育て支援課

次の項目に該当する人は、放課後児童クラブに申請してください。保育料が無料となります。

- 1 市内に住所を有していること
- 2 保育料の無料化を受けようとする年度の4月分から8月分までは前年度分の、9月分から翌年3月分までは当該年度分の市町村民税の申告をしていること
- 3 同一世帯で子どもを3人以上扶養していること
- 4 保育料に滞納がないこと

特色ある教育

問 学校教育課【市役所4階】 ☎46-1111
内線688
黒保根公民館 ☎96-2501

◆ サイエンスドクター事業

担当課 学校教育課

中学生の理科の学力向上や理科授業の充実を図るため、市内の全市立中学校に群馬大学大学院理工学府の大学院生を派遣し、理科授業や教育活動の支援を行います。

市立幼稚園や未就学児対象のイベントで幼児プログラミング体験を実施します。

◆ 黒保根町国際理解推進

担当課 黒保根公民館

黒保根町の特色ある教育として、西町インターナショナルスクールとの交流を推進するとともに、保育園、小・中学校において英会話指導を実施しています。

奨学資金

問 教育委員会総務課【市役所4階】 ☎46-1111
内線643

経済的理由により高校・大学などへの進学が困難な人に対し学資の貸与を行います。

■ 申請期間

毎年2月ごろ(土、日、祝日を除く)

区分	奨学資金の貸与額(年額)	
大学	408,000円	
短期大学	300,000円	
高等専門学校	180,000円	
高等学校	96,000円	
専修学校	高等課程	96,000円
	専門課程	300,000円

※申込方法などは、広報きりゅう、市ホームページなどでお知らせします。



健康・医療

健康(成人保健・健康づくり・心の健康・予防接種)

問 健康長寿課【市役所1階】 ☎46-1111 内線267、268、269、276
 新里保健センター☎74-5550 / 黒保根保健センター☎96-2266
 桐生保健福祉事務所(県事業)☎53-4131

◆ 成人保健

担当課 健康長寿課、新里・黒保根保健センター

区分	内容
結核・肺がん検診	結核・肺がんなどの早期発見のための胸部レントゲン撮影
胃がん検診	胃がんなどの早期発見のため、バリウムを飲んでの胃部レントゲン撮影または胃内視鏡検査
大腸がん検診	大腸がんなどの早期発見のための便潜血(2日法)による検査
前立腺がん検診	前立腺がんなどの早期発見のための血液(PSA)検査
子宮頸がん検診	子宮頸がんなどの早期発見のための診察および細胞診検査
乳がん検診	乳がんなどの発見のためのマンモグラフィ(乳房レントゲン)と視触診または超音波検査
肝炎ウイルス検診	B型・C型肝炎ウイルス感染の早期発見のための血液検査
胃がんリスク検診	胃がんになりやすいかの危険度を判定する血液検診
ピロリ菌検診	ピロリ菌感染の有無を検査し、胃がんになりやすいかの危険度を判定する血液検査
成人総合検診	がん検診、わたらせ健康診査をまとめて一日で受けられる検診
歯周疾患検診	歯および歯周組織検査・ ^{こっくう} 口腔粘膜疾患などの診察
健康増進法健診	40歳以上の生活保護受給者の生活習慣病予防のための健康診査
特定健診・特定保健指導	40歳から74歳までの国民健康保険加入者の生活習慣病予防のための健康診査と保健指導
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度加入者の生活習慣病予防のための健康診査
国民健康保険人間ドック	国民健康保険加入者を対象とした、日帰りドック・日帰り脳ドックの費用助成(希望者)
後期高齢者医療人間ドック	後期高齢者医療制度加入者を対象とした、日帰りドック・日帰り脳ドックの費用助成(希望者)
健康相談	生活習慣病予防に関する保健師、管理栄養士による健康相談 ・窓口健康相談 ・巡回健康相談 (公民館などの希望の会場で、骨密度測定、血圧測定、体組成測定などを行います) ・栄養相談(食事・栄養に関する個別相談・電話相談も可)
健康教育	生活習慣病予防に関する健康教室 ・けんこう塾(医師、歯科医師などの講話) ・けんこう講座(保健師、管理栄養士による講話) ・栄養セミナー、けんこうクッキング(管理栄養士による講話、実習) ・ウォーキング教室(健康運動指導士による運動指導) ・けんこう広場

※日程などは、広報きりゅうなどでお知らせします。

◆ 健康づくり

担当課 健康長寿課、新里・黒保根保健センター

事業名	内容
ヘルスマイト養成講座	健康づくりや食生活に関心を持ち、積極的に地域で活動する、食生活改善推進員を養成
健康情報ステーション	市内の店舗や公民館などに、健康に関するちらしやパンフレットを設置し情報提供を行っています
食生活改善推進員活動	食生活を通して地域住民の健康保持、増進を図ります

●わたらせ健診(毎年6月～10月)

医師会は生活習慣病を予防するためのわたらせ健診を行っています。生活習慣病を予防して、脳卒中、心筋梗塞、認知症を防ぎましょう。そして、健康寿命を延ばして、元気な老後を送りましょう!

●がん検診

がんは日本人の死因の第1位で、年間約38万人の方が命を落としています(2019年)。がん検診は、がんによる死亡率を確実に下げることが証明されています。がんは早期発見・早期治療が重要です。

<桐生市のがん検診>

- ・肺がん・胃がん(バリウム検査)・大腸がん:40歳以上、毎年
- ・子宮頸がん:20歳以上、毎年
- ・乳がん:40歳以上、隔年
- ・前立腺がん:50歳以上
- ・胃がんリスク:40歳から5歳刻み
- ・胃がん(内視鏡検査):50歳以上、隔年
- ・ピロリ菌検診:20歳、25歳、30歳、35歳

◆ 心の健康

担当課 健康長寿課、新里・黒保根保健センター

事業名	内容
こころの健康相談	こころの悩みや不調を抱える人とその家族の相談 心療内科医師による個別相談 奇数月に1回(予約制)
窓口・電話相談	こころの病気やストレス、不安、悩みなどについての窓口と電話による相談

担当課 桐生保健福祉事務所

事業名	内容
精神保健福祉相談	こころの悩みや不調を抱える人とその家族の相談 精神科医師による個別相談 月1回(予約制)

担当課 群馬県こころの健康センター(県事業)

事業名	電話・メールアドレス	内容
面接相談(予約制)	専用ダイヤル☎027-263-1156	依存症(薬物・危険ドラッグ・アルコールなど)、思春期、ひきこもり、若年認知症、高次脳機能障害、自死遺族、うつに関する相談
電話相談 月～金曜日 各日午前9時～午後5時 (祝日および年末年始を除く)	専用ダイヤル☎027-263-1156	
メール相談	kokoro@pref.gunma.lg.jp	
ひきこもり支援センター	☎027-287-1121	ひきこもりに関する専用相談

◆ 予防接種

担当課 健康長寿課(成人担当)、新里・黒保根保健センター

成人	定期予防接種 (一部公費助成)	高齢者インフルエンザ	毎年度1回	接種当日65歳以上・その他厚生労働省令で定める者
		高齢者肺炎球菌	1回 (受けたことがない人が生涯に1回限り)	65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳・その他厚生労働省令で定める者
	定期予防接種 (全額公費負担)	風しんの抗体検査と予防接種	1回	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 (令和4年3月31日までの時限措置)

※高齢者肺炎球菌は、対象となる年度初め(4月頃)に、高齢者インフルエンザは5月末(各種検診受診券に同封)に、それぞれ個人通知します。

医療(感染症・救急医療)

問 医療保険課【市役所1階】 ☎46-1111 内線305
消防本部救急病院案内テレホン ☎22-0099
桐生保健福祉事務所(県事業)☎53-4131

◆ 骨髄移植ドナーへの助成

担当課 医療保険課

内容

ドナー登録の普及や骨髄移植の推進を図るため、骨髄または末梢血幹細胞を提供した場合に、所定の通院などにかかった日数に応じ助成金を交付します。

◆ 救急医療

■ 平日夜間に病気になったときは【平日夜間急病診療所】

担当課 桐生市医師会

診療科目	診療時間	場所	電話
内科・小児科	月～土曜日 (祝日を除く) 午後7時30分～ 10時30分	桐生メディカルセンター (元宿町)	☎47-2501

■ 日曜・休日に病気になったときは【休日当番医】

担当課 桐生市医師会

・診療時間…午前9時～午後6時
当番医療機関の日程は、広報きりゅうや桐生ふれあいメールでお知らせいたします。
なお、桐生市医師会ホームページ(<http://kiryu.gunma.med.or.jp/>)でも確認できます。

■ 救急病院案内テレホン

担当課 消防本部

電話番号…☎22-0099

休日・祝日・夜間などに、どこの医療機関でみてもらえばよいかわからないときに、受診可能な医療機関をご案内します(24時間対応しています)。

■ 日曜・休日に歯が痛くなったときは【休日緊急歯科診療所】

担当課 桐生市歯科医師会

診療科目	受付時間	場所	電話
歯科	日曜日、祝日、年末年始 午前10時～午後2時30分	堤町三丁目3-2 (歯科医師会館内)	☎45-1397

※事前に必ず電話で予約をしてください。

■ 子どもが急に具合が悪くなったときは【子ども医療電話相談】

担当課 群馬県庁医務課(県事業)

電話番号	相談日、受付時間
#8000	月～土曜日 午後6時～翌朝午前8時 日曜・祝日・年末年始 午前8時～翌朝午前8時

夜間や休日における子どもの病気への対処方法や応急処置などを電話で相談できます。

※ダイヤル回線、IP電話からのご利用はできません。

※相談は無料ですが、通話料は利用者の負担となります。

※対象は15歳未満の子どもの保護者など。

※この電話は、病気の診断・治療をするものではなく、保護者の判断の参考としてお聞きください。明らかに緊急を要する場合は、119番で救急車を呼んでください。

◆ 感染症

担当課 桐生保健福祉事務所(県事業)

事業名	内容
エイズ検査	血液検査(HIV・性感染症(梅毒・淋菌・クラミジア)) 完全予約制
B型・C型肝炎ウイルス検査	血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査) 完全予約制
肝炎インターフェロン治療費等助成事業	認定基準を満たすインターフェロン・核酸アナログ製剤治療のための相談窓口
石綿健康被害救済給付事業	認定基準を満たす石綿(アスベスト)による健康被害の救済事業窓口
感染症対策	結核やその他の感染症についての相談

◆ 難病・特定疾病

担当課 桐生保健福祉事務所(県事業)

区分	内容
特定医療(指定難病)医療給付	難病のうち国が指定した特定疾病の診療にかかる費用の一部を公費で給付
小児慢性特定疾病医療給付	国が指定した小児慢性特定疾病の診療にかかる費用の一部を公費で給付
難病対策	訪問などにより難病患者の在宅療養の支援

◆ 医療、医薬品、覚せい剤・大麻などの違法薬物について相談

担当課 桐生保健福祉事務所(県事業)

内容
・医薬品の正しい使い方に関すること ・医薬品使用による副作用などの健康被害に関すること ・医薬品の販売に関すること ・薬物乱用防止活動に関すること ・けし、大麻を発見したときのこと ・その他医薬品、薬物に関すること